

速度取締り指針

令和6年7月
山陽小野田警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	山野井・埴生地区	60km/h
国道190号	6:00 ~ 21:00	津布田・丸河内地区	50・60km/h
県道小野田・山陽線	6:00 ~ 21:00	千崎地区	60km/h
市道高泊千崎線	7:00 ~ 8:30	西高泊地区	40km/h

- 交通事故抑止のために、重点路線を中心に時間や場所をランダムに変更した取締りを実施します。
- 通学路及び生活道路では、主に可搬式オービスによる取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）



● 交通事故多発エリア

- 令和6年上半期の管内における交通事故の総発生件数は767件で、令和5年下半期と比べて87件減少しています。

しかし、人身事故については42件と、令和5年下半期と比べほぼ横ばい状態で、特に国道190号沿線で多く発生しています。

- 速度取締り重点路線である国道2号、国道190号、県道小野田・山陽線において継続的に取締りを実施した結果、重大事故の発生はありませんでした。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末（私道と駐車場を除く。令和6年は物損事故を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で10件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故が多発している国道190号、実勢速度が高い国道2号、重傷事故が発生した国道316号の取締りを重点的に強化します。
- 通学路の安全確保のため、学校周辺の登下校時間帯の取締りを継続し実施します。